

答 申 保 第 3 2 号
平成24年7月17日
(諮問保第37号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年11月16日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情相談等事案処理票の中の私に関する情報（平成20年12月11日～平成21年11月16日まで）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年12月15日付け鹿相第67号で「あなたが警察に相談した内容が記載された苦情相談等事案処理票の中のあなたに関する情報（平成20年12月11日～平成21年11月16日まで）」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成22年2月18日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第13条第2号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を除く」（絶対的公開事由）に該当する。

イ 公権力の濫用により、私と私の親族の人権、生存権は著しく侵害され、市民生活を脅かされていること、又ゼネコン絡みの強悪事件の犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例。又〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持においても多大な悪影響を及ぼすため条例第15条（裁量的開示）に該当する。

ウ 処分決定の前提としての行政庁の事実認定に誤りがあることを指摘したい。この場合、裁量権行使の前提を欠くため裁量権の踰越（逸脱）濫用に該当する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

エ 一警察職員の過失を迫及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

審査請求人が警察に相談した内容が記載された「苦情相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報（平成20年12月11日から平成21年11月16日まで）

(2) 一部開示決定の理由

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした「受理者」及び「措置者」には警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名が記載されていることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月16日	諮問を受けた。
7月29日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月16日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が警察に相談した内容が記載された「苦情相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報（平成20年12月11日から平成21年11月16日まで）である。

実施機関は、「受理者」及び「措置者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については、条例第13条第2号に規定する不開示情報に該

当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報に該当するかどうか及び審査請求人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア）条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ）警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用される場所、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

(ア) 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

審査請求人は、審査請求人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例。又〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持においても多大な悪影響を及ぼすため条例第15条に該当」する旨を主張している。

しかしながら、上記イのとおり、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は条例第13条第2号の不開示情報に該当するものと認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。